

日本医師会における節電実行計画

平成23年6月20日
社団法人日本医師会

政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日、電力需給緊急対策本部決定）に基づき、日本医師会が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおりに定める。

1. 基本的考え方

東日本大震災に伴う東京電力の電力供給力の大幅な減少に伴い、政府は「夏期の電力需給対策の骨格」（4月8日 電力需給緊急対策本部決定）及び「夏期の電力需給対策について」（5月13日 電力需給緊急対策本部決定）の政府方針を示した。その要請に基づき、日本医師会は大口需要家（契約電力500KW以上の事業者）として電気事業法第27条による使用最大電力の制限を受けることとなる。日本医師会は、これまで、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明のLED化等に取り組んできたところであるが、さらに夏の電力抑制に向けた対策を率先して実施することとする。

2. 目 標

日本医師会は、ピーク期間における使用最大電力を基準電力値（KW）に比して約20%の抑制を目指すとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

（日本医師会の電気使用制限について）

1) 日本医師会の契約電力	720KW
2) 昨年度最大使用電力（基準電力値）	656KW
3) 最大使用電力の制限値	557KW（－15%）
4) 最大使用目標電力	520KW（約－20%）

3. 実施期間および時間帯

本計画の実施期間は、平成23年7月1日～9月22日とする（土日祝日は除く）。
時間帯は、午前9：00～午後8：00とする。

4. 節電にかかわる具体的取組

- 1) 講堂における講習会・研修会・セミナー等の開催時期の延期もしくは中止
- 2) クールビズ実施期間の拡大（平成23年5月1日～平成23年10月31日）
- 3) ブラインドの適切な調整・換気量の適正化・個別空調の適切な温度設定
- 4) 照明設備のスケジュール運転時間の短縮
- 5) 照明点灯本数の間引き
- 6) LED照明の導入
- 7) パソコンディスプレイの照度設定変更。スリープモード等の活用
- 8) エレベーター3台のうち1台の運転休止
- 9) トイレ暖房便座のヒーター停止
- 10) 自動販売機の消灯および稼働時間短縮
- 11) デマンド監視システムにより使用電力を監視し、目標値を超過する可能性が生じた場合には一部設備を停止
- 12) 使用最大電力の「見える化」の推進
『日医ホームページ』で1週間ごとに最大使用電力値を公表